

研究の棊

歐米人の書ける日本史の棊 (第七回)

文學士 牧 健 二

第三、特殊史の部(續)

法制史に關するものに就いては、前回に述べたもの、外にも短編があるが、何れも特殊の興味も惹くに足りるものではない。但、近く大正八年にウエインライト氏が、「人の支配より法の支配に向ふ日本の發達」を論せるは(Dr. S. H. Wainright, "Japan's Transition from the Rule of Persons to the Rule of Law." T. A. S. J. Vol. XLVII, 1919)當時我國に於て日本の社會問題勞働問題に關し、學者實際家が日本の國體論及び家族主義の立場よ

り、之を、權利義務の問題とすることを好まざる傾向あるを述べて、問題の考へ方が西洋人と大に異なるを注意して居る。日本では古來支那に於ると同様に、或個人に對する服従の道德が發達して居たが、西洋にては社會に對する個人の關係が認められ、社會の意思が個人間の關係に影響する。従つて權利とは元來社會の承認を得て個人が行動し得べき能力を言ふのであるが、日本では偏見があつて權利と利己主義とは結びつけて考へられて居る。それ故日本では權利義務に依る法律上の關係を以てするときは、勞働者と資本家との間に存す

る歴史ある家族主義的な同情關係が破られると考へられて居る。併し法の支配は人の支配よりも必然的なものであつて、今日日本の動搖しつゝある社會状態は益々法の支配を必要とする時勢に在る東洋では古來君子人の支配が重んぜられ、西洋では法律の支配が貴ばれて居るが、兩者は相伴ふべきもので、秩序が法律に依つて維持せられ、進歩が君子人に依つて確實にされることが望ましいのであると説かれて居る。依つて知らるゝが如く、氏の論にも亦別に創見がある譯ではないと共に、其説く所は稍々徹底を缺き且餘りに簡單である。

二、其他の特殊史に關するもの

右に法制史の場合に述べた様に他の部分の特殊史をも、同様の程度で細説するには最早此案に於ては、其餘裕がないから、茲には夫等各部の中の重なるものゝみを掲げ、其れに附加して他の同種類の著述に言及することゝした。

23 マクラレン著「明治時代政治史」

W. W. McLaren, "Political History of Japan during the Meiji Era, 1867-1912."

西洋人に依り日本の歴史が如何に理解されて居るかと言ふことは、單に學術上の興味あるのみならず、實際上の興味を惹くものなること、初め序説にて述べし所であるが、一般に古代の文化に關するものは學術的に興味多く、近代の政治に關するものは實際上の興味を惹くもの多きは、問題の性質や問題に對する關心の度合の相違による當然の事理であると言へやう。マクラレン氏明治時代政治史の如きも、學術上のみならず實際上の興味を惹くこと多きものである。

日本近代の政治史を回顧し政府の組織を述べ國民の野心を説明して、以て日本の政治が如何なるものであるかに關し、正確なる判断を爲すに就て本質的に必要な報道を提供するに努むるは、此

書に於て目的とされた所であると言ふ。そして實際上の問題として、氏は日本の政治を批判して、そは内政外交共に一定の主義の表はれではないことを注意し、且此放縱な行爲は減少することなく、却つて増大し行く傾ありて、之が救済は日本人殊に支配者たる軍人階級のシヨールビニズムが衰へねば不可能であると云ふ確信を抱いたと言つて居る。一八六七年即ち慶應三年の大政奉還のありし年より、一九一二年即ち明治四十五年の明治天皇崩御の年までを明治時代となし、之を一八九〇年即ち明治二十二年帝國議會開設の年を以て、二部に分ち、前者を改造時代 (The Recons truction Period) とし、後者を議會制度 (The Parliamentary Régime) と呼んで居る。

第一部改造時代 (15—200) は、王政復古運動、勤王黨の政略、封建制度の撤廢、新政府と其批判中央及び地方政府の改造、代議制度の發生、政局

と道德、改造時代の終結等の各章に於て、日本も現時の政治的制度の發達と、天皇元老樞密院内閣議會及び官僚等の權力者に依つて行はるゝ勢力が起りたる所以を説いた。此時代の研究資料として氏は先に「日本政府の記録」と言ふ史料集を書いて居る。即ち Japanese Government Documents (T. A. S. J. Vol. XLII, 1914) と稱するものであつて法令全書、明治史要、Japan Weekly Mail、及び政府の翻譯文書の中より譯出し抽出して編纂せられ、之を王政復古、改造の二期に分類し、主として法文の類を収めたものであるが、附録として、憲法制定促進運動や之が禁壓に關係せる演説、新聞記事、記録等を載せ、諸處に略註が附せられて居る。

第二部議會制度 (203—375) は議會開設後の四年間、日清戰役、軍國主義と藩閥政府、日露戰爭、亞細亞大陸に於る日本、明治時代の終結、及び日

本の政治組織の各章に分たれ、日本の議會政治の發展を觀察し、政黨―其内部の軋轢及び寡頭政治内閣との紛争を説くと共に、寡頭政治の中に軍國主義が起つたことを述べた。

我國の議會政治の由來及び其發達を説くことは此書の主要なる部分を爲して居るが、氏に依れば日本に於て議會制度起りたるは、議會が同時に行政部の上に勢力を有することなくして、立法部の支配を完成したる點を注意すべく、其失敗なる事は恰も十八世紀以前に於ける英國の憲法史に於ると同様である。英國に於ては十五世紀の終に至りテュードル王朝が立ちてより行政部の專制時代が起り、ステュアート王朝が王位を逐はるゝまでは此專制時代が續いたが、斯る憲政の逆轉は、十三世紀の終に於て封建制度の廢墟の上に、餘りに早く代議制度が創設せられたるに依るものである。即ち王の勢力が十分發達するに至らざるか、又は

國家の事務に關して國民の興味が未だ民主的政府を擁護するに足るだけに發達してゐない時代に早くも代議制度が採用されたが爲であつて、其結果ヘンリー七世の時には立法部に對する議會の支配力は完全に發達したるに拘らず、同時に行政部に對しては議會は全く無力となり、テュードル王朝の行政的支配力は先例を超えて強大に赴き、當時の議會は王の命の儘に従つたが、十七世紀に至つてから反動が起り、ステュアート王朝の悲惨なる末路を見るに至つたのである。日本に於ても之と同様であつて、代議制度が採用せられたる時、同時に一方では、行政部の權威は神授の權によつて統治せるてふ天皇に對して責任を有する官僚の掌中に存してゐたから、國民議會は立法を爲し得るも、行政部を支配することが出來なかつた。明治時代を通じて官僚と議會との間に調和があつたのは國民には民主主義の傳統乏しきに反し、天皇の

神權に對する信仰固かりし爲めであつて、官僚政治大に榮えたのは、恰もエリザベスの時代又はヂエームス一世の時代に對比せられ得る。併し一八八九年に立てられた日本の政治組織には、スチュアート朝の特徴であつた政治的危険の要素を存せること、少しも疑なき所であると共に、英國が十八世紀に於て目撃せる如き政治上憲法上の變化が日本に於て準備せられつゝあることを否み難い。

併し責任内閣の實現が革命的行動によつて執行されるやうなことはあるまい。蓋し天皇の政治は神授の權に關して固い信仰を有しないし、主として國體に關して神祕の論を旺んに培養して利益を收めて居た寡頭政府は、長州薩摩の二派に分れて内訌をして居るからである。(149—152)

始め議會開設後の四年間は議會政治に關する紛争が絶えず起つて、一八九四年には責任内閣に對する争に及ばんとし、日本の政局は制度上の急激

な變化に依りてのみ、一層進歩し得べき状態となつて居た。薩長の藩閥に依る寡頭政府は、同意權を國民の代表者に與へつゝ、行政上の實力を與へなかつたので、失敗した。スチュアート朝又はジョージ三世の治世に於る二重政府が、英國に於て既に失敗したると同様の失敗が、更に日本に於て繰返さるゝと云ふ愚を演じた。伊藤は明治の初年に於ては内政上の改革や改造の技倆を賞揚せられるであらうが、英國の失敗の前例を省みないでビスマルクの成功を學ばんとして、一八八九年の憲法を作つたことゝ、一八九四年に支那交戦を開始して國民の注意を國政促進の問題より外に轉せしめたることゝによつて否難されるであらう。(229—230)

日清戦争は一八七三年以來休止して居た軍國主義を再興した。日本の領土をアジア大陸に擴張すると言ふ國民の虚榮心に満足を與ふるや、政府に

對する批難は聲をひそめ、責任内閣を求め、藩閥を倒さんとし、財政及び行政の改革を要求せる、繰返し現はれ來れる政府に對する反對は、對支外交の爲に地位を譲り、日本の憲政の傾廢が之より繼續することになつた。(1919—1930)

抑々藩閥政府が封建制度より起り近代に於ても藩の精神が繼續したから起つたことは自然であるが、他の要素や目的が引き入れられなかつたならば藩閥は遠く以前に姿を沒したであらう。然るにこれが軍閥と結びついて繼續した。日本の政治の進化に於ては、凡ての行政官職は能力に應じて開放されたのであるが、軍事に關してのみは、新軍人階級の者のみに制限せられた。而して時の経過につれ、この軍人階級が行政部を支配するに至り藩閥政府は第一に軍人流の政府を意味するやうになつたのである。(H.L.)かくて、日本の政治的組織が全然軍人の寡頭政治に依つて支配されたのは、

明治の末年の歴史に於ける最も顯著なる事實となつた。寡頭政治は明治時代を通じて國民を治めたが一八八九年までは中央及び地方の政治機關の發達が、支配者流の主なる興味であつたけれども、憲法及び其他の組織法を制定して輿論が國會事務を支配し得る範圍を定むるや、文治的寡頭政治が完成された。一八九〇年に議會開設されし時、日本は國民的政治につくか、又は寡頭政治家の勢力を繼續せしむるか、二つの途の分岐點に立つて居たのであるが、開設後四年間に伊藤の立てた諸制度は實行でき難いことが證明せられ、全く行き詰りになるや、山縣松方及び伊藤の如き最も勢力ある寡頭政治家が諸政黨の協力を策して成らざりし後國民の注意を内政より轉向せしむるために、始めて支那に於ける軍事的攻撃の案が立てられた。そこで一八九四年以來は軍人者流の勢力が著々として増大し、政黨の勢力は傾いた。一九一二年の終

と一九一三年の初に軍閥に分裂を生じた時に於てすら、民黨は此虛に乗ずることが出来なかつた。

政黨が行政を支配するに失敗するは、議會制度の開始以來豫定せられた結論であつた。此制度の立案者は寡頭政治家に屬して居た。彼等の精神には在來の政治原理が滲みこんで居て、英國チュールドル朝や普魯西ホーヘンツォルレン家の中世的諸制度を學ぶことに依つて自ら守つたのである。(352—365)

明治時代の議會制度の歴史に對するマクラレン氏の批判は凡そ右の如くであつて、要するにそれは英國チュールドル朝時代の失敗を顧慮せずして普魯西の制度を寡頭政治家の利益の爲に採用したが爲に始めより失敗して居たが、日清戰爭以來は、國民が軍國主義の野心を熾んにして内政を顯みないやうになつたので、議會は全く軍人の寡頭政治に盲従することゝなつたと言ふのである。なほ日

本の政治に於ては、元老も大臣も官吏も議員も選舉民も賄賂を行ふことが旺んに行はれてゐて、大官は之に依り巨萬の富を爲して居ると述べ、遂に賄賂は日本の國民的制度であると言つて説かれて居る。(8,153—117,366—372)

右の紹介の中にも述べた明治初年の寡頭政治家が、日本帝國の特色と優越、天皇が神聖であつて皇統の萬世一系なることなどを、國民に信せしむるやうに大に努力したと云ふ説は、チャムブレン氏の「新宗教の發明」(Chamberlain, B. H. "The Invention of a New Religion," Literary Guide, London, 1911.)に見ゆる。

24 ライトゲン著「日本の經濟及び財政」

K. Rathgen. "Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt." Leipzig, 1891.

右はシュモラー氏刊行の「國家學及び社會學上の攻究」(Staats- und socialwissenschaftliche Forsch-

ungen Herausgegeben von Gustav Schmoller) 第十卷第四編中に收められたもので、主として維新以後明治二十三年頃までの事實が記されて居る。國家、經濟、財政の三編に分ち、國家編(13—15)に於ては徳川氏の統治まで、徳川氏の統治、幕府の没落、新秩序、近代の行政組織及び行政の費用等の各章に於て、明治時代の新國家組織の成立を歴史的に論述し、經濟編(135—143)は經濟生活の基礎、貨幣制度、銀行取引所及び信用、交通機關、土地所有權、農業、他の原始産業、營業制度、外國貿易貸銀及び收入等の諸章より成り、財政編(33—727)は新時代に於る財政制度の發達、財務行政、地租、他の國稅、租稅外の歲入、町村の財政、歲出歲入及び財政組織の回顧、國債等の諸章より成り各章共に維新前の状態にも言及しつゝ、維新後の事實を述べて居る。

此書の資料としたる所は統計年鑑其他の統計表

及び法規類であつて、大部分當時西洋人により全く知られず又は利用されざる確實なる資料を基礎として説をなしたものであると共に、秩序よく備はり、科學的價值多き著述として推稱せらるゝ所である。

論述の主要な部分は既に時代史の場合に述べた著者の書ける「近代日本の成立」(Die Entstehung des modernen Japan)の中に見ゆる所である。は先に説けるが如くである。(第七卷第三號 一三九頁參照) 尙氏には、「日本人と其經濟的發達」Die Japaner und ihre wirtschaftliche Entwicklung, Lpz. 1905 (Aus Natur und Geistes welt) と稱する著あり、同様に専ら近代に於る我國の經濟及び財政を論じたものである。なほ經濟史に關する歐米人の著述については、福田博士の「日本經濟史論」内田博士の「日本經濟史の研究上卷」本庄學士の「日本經濟史原論」等に書名や解題が載せられて居る。